

京都市生涯学習市民フォーラム設置要綱

(設置)

第1条 京都市生涯学習行政推進会議と生涯学習に関わる諸団体等の効果的な連携及び協力関係の下に、市民の持つ活力と英知を結集し、市民感覚に根差した生涯学習社会づくりを進めるため、京都市生涯学習市民フォーラム（以下「市民フォーラム」という。）を設置する。

(構成)

第2条 市民フォーラムは、第1条の趣旨に賛同する生涯学習関係団体（以下「会員」という。）並びに会長及び副会長をもって構成する。

(入会及び退会)

第3条 市民フォーラムに入会しようとする生涯学習関係団体は、別に定める加盟申込書を事務局に提出し、総会の承認を得るものとする。

2 市民フォーラムを退会しようとする会員は、別に定める退会届を事務局に提出するものとする。

(顧問)

第4条 市長は、市民フォーラムの取組に関する重要な事項について助言を得るため、適当と認める者を顧問に委嘱することができる。

2 顧問の任期は2年とし、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 市民フォーラムに会長及び副会長を置く。

2 会長は1名、副会長は5名以内とする。

3 会長及び副会長は、市長が委嘱する。

4 会長は、市民フォーラムを代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する副会長がその職務を代理する。

6 会長及び副会長の任期は2年とし、再任されることができる。

7 副会長には京都市社会教育委員の議長及び副議長をもって充てる。

(総会)

第6条 市民フォーラムの総会は、会長が招集する。

2 会長は市民フォーラムの総会の議長となる。

3 総会は年度中に1回以上開催する。

(幹事会)

第7条 市民フォーラム自主事業の計画立案及び総会議案の作成等を行うため、市民フォーラムに幹事会を置く。

2 幹事会は、会長及び副会長をもって構成する。

(専門委員会)

第8条 生涯学習に関わる施策を調査・研究・評価するとともに、専門的な見地から助言を得るため、必要があるときは、市民フォーラムに専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、専門委員をもって構成する。

3 専門委員は、会員のうちから、会長が指名する。

(庶務)

第9条市民フォーラムの庶務は、教育委員会事務局生涯学習部において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民フォーラムの運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成6年1月20日から実施する。

(経過措置)

2 平成8年3月31日までに任命された委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年11月16日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年12月19日から実施する。

(経過措置)

2 平成24年9月30日までに委嘱された会長及び副会長（この要綱による改正前の京都市生涯学習市民フォーラム設置要綱に基づいて指名された会長及び副会長を含む。）

の任期は、この要綱による改正後の京都市生涯学習市民フォーラム設置要綱第5条第5項の規定にかかわらず、平成24年9月30日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和元年10月1日から実施する。

(切替措置)

2 改正後の京都市生涯学習市民フォーラム設置要綱第5条第7項の規定により新たに副会長を充てることとなる場合において、従前の副会長については、別に手続を要することなく、その任を解かれたものとする。